

令和2年4月7日

学生各位

香川県立保健医療大学長

自宅学習期間中の新型コロナウイルスの
感染拡大防止のための注意喚起について(依頼)

現在、都市部を中心として、感染源の分からない感染者が増えており、本県においても新型コロナウイルスの感染症の感染拡大が懸念されています。

このような中、本日、7都府県（東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・兵庫・福岡）を対象に「緊急事態宣言」が発令されることになりました。

そこで、授業開始日の4月20日(月)までの期間、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために以下のことを遵守し、夜間も含め不要不急の外出、特に緊急事態宣言の対象地域（東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・兵庫・福岡）への往来を控えるよう、理解と協力をお願いします。

なお、今後の状況変化に応じて、新たな対応を取る場合は、ホームページでお知らせしますので、確認をお願いします。

1. 日常生活では、**3つの密**（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声する密接場面）が重なる場所は避けてください。
 - ・大人数が会するイベントへの参加は自粛すること
 - ・換気の悪い場所でのミーティングや飲食などの参加は自粛すること
 - ・間近な距離での大声でのおしゃべりは控えること
 - ※カラオケやライブハウスへの出入りも控えること
2. 感染予防のため、外出先からの帰宅時や食事前などにこまめに手を洗うとともに、外出するときはできる限りマスクを着用してください。
 - ・手を洗うときは、水だけでなく、石鹸を使い、指先・爪の間、指の間、手首などを丁寧に洗うこと
 - ・飛沫感染予防のため、3つの咳エチケット（マスクを着用する、ティッシュ等で口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う）を心がけること

3. 毎朝必ず検温し、発熱など健康状態を確認し、体調管理に努めてください。
 - ・規則正しい生活・十分な睡眠・バランスのとれた食事などを心がけること
4. 37.5℃以上の発熱や咳などの風邪の症状や、強い倦怠感、息苦しさがある時は自宅で療養にすること
 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合や、強いだるさ(倦怠感)息苦しさ(呼吸困難)の症状がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話相談すること。また、学年担任の教員又は本学教務担当に報告・相談すること

◆香川県帰国者・接触者相談センター設置場所

午前8時30分～午後5時15分まで(土日祝日を含む)

小豆保健所(0879)62-1373

東讃保健所(0879)29-8261

中讃保健所(0877)24-9962

西讃保健所(0875)25-2052

高松市保健所(087)839-2870

※以上のセンターで相談の結果、新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合には、専門病院の「帰国者・接触者外来」が紹介されますので、マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

※夜間の相談は、同じ番号で夜間受付を経由して対応しています。

◆香川県感染情報

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_2/wt5q49200131182439.shtml

【本学の連絡先】087-870-1212(平日午前8時30分～午後5時15分まで)